

## 宿直業務用寝具一式借入仕様書

本仕様書は、大阪市危機管理室（以下「当室」という。）が職員の宿直用として借り入れる寝具類について適用する。

### 1 借入寝具等納入場所

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5階危機管理室

### 2 季節ごとの借入寝具の種類及び数量

期間 種類	4月1日 ～ 6月初旬	6月初旬 ～ 10月初旬	10月初旬 ～ 3月31日
掛布団※(3)	○	—	○
薄掛布団	—	○※(1)	—
敷布団		○※(2)	
枕			

※(1)6月初旬に掛布団から薄掛布団に交換を行う。

※(2)10月初旬に敷布団と枕の交換を行う。

※(3)掛布団については、納品前に担当者から薄掛布団の納品を指示する場合あり。

	種類	数量
布団類	掛布団	2
	敷布団	2
	枕	2
包布類	掛け布	730
	敷布	730
	枕カバー	730
包布類予備 (シングルサイズ)	掛け布	4
	敷布	4
	枕カバー	4

※包布類については、当室職員が毎日交換を行う。

### 3 借入寝具類及び包布類の規格

別紙のとおり

### 4 借入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 5 履行報告

受注者は、業務完了の都度、当室職員にその内容及び数量等を記載した納品書等を手交すること。

### 6 保守管理等について

- ・包布類の納入及び回収については月2回程度とし、日程については、あらかじめ双方協議し、

定めた期日の9時～17時の間に受注者が集配し、数量確認は双方で行い過不足のないようにすること。よって、納入時は次回の納入日までの必要枚数を納入するものとする。

- ・敷布団及び枕の交換を契約期間中に一度実施すること。

## 暴力団等の排除に関する特記事項

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるとときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06-6208-7388）に報告しなければならない。

### グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1)大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2)神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## 借入寝具の種類及び規格

掛布団	側地	綿100%又はポリエステル80%綿20%程度
	中綿	1.6kg以上
	サイズ	1450mm × 2050mm(許容範囲±50mm以内)
	色柄	特に問わないが、納入品全て同一色とする
薄掛布団	側地	綿100%又はポリエステル80%綿20%程度
	中綿	0.6kg以上
	サイズ	1450mm × 2050mm(許容範囲±50mm以内)
	その他	特に問わないが、納入品全て同一色とする
敷布団	側地	綿100%又はポリエステル80%綿20%程度
	中綿	綿100% 4.0kg以上
	サイズ	950mm × 2050mm以上(許容範囲±100mm以内)
	色柄	特に問わないが、納入品全て同一色とする
枕	側地	綿100%又はポリエステル80%綿20%又はポリエステル100%程度
	中材	プラスチックパイプ1.0kg以上
	サイズ	300mm × 450mm以上(許容範囲±50mm以内)
掛包布	素材	綿100%又は綿70%ポリエステル30%程度
	サイズ	掛布団に適合するもの
	色柄	白
薄掛け包布	素材	綿100%又は綿70%ポリエステル30%程度
	サイズ	薄敷布団に適合するもの
	色柄	白
敷布	素材	綿100%又は綿70%ポリエステル30%程度
	サイズ	敷布団に適合するもの
	色柄	白
枕カバー	素材	綿100%又は綿70%ポリエステル30%程度
	サイズ	枕に適合するもの
	色柄	白
	仕様	袋式

※同等品以上可とする。ただし、同等品以上の場合は、見積書提出時に寝具等を提示し、本市担当者の承認を受けること。

※納入時には、洗濯、補修、打ち直し、乾燥消毒等が済んだ完全なものを配置すること。

※使用済リネンを保管するためのリネンバッグを配置すること。

※各包布については、洗濯による縮みを考慮しておくこと。

※縫製等は、ほつれや破れのないようにすること。